

群馬大学共同教育学部附属学校部規程

令和 6. 4. 1 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第9条の2の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属学校部（以下「附属学校部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属学校部は、附属学校園における教育・研究及び管理運営に関する校務を総括するとともに、群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）と附属学校園との連絡調整に当たることを目的とする。

(業務)

第3条 附属学校部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 附属学校園の管理運営に関すること。
- (2) 附属学校園の教育研究に関すること。
- (3) 本学部と附属学校園との連携に関すること。
- (4) 附属学校園間の連携に関すること。
- (5) その他附属学校園の重要事項に関すること。

(職員)

第4条 附属学校部に、次の職員を置く。

- (1) 附属学校部長
 - (2) 附属学校部副部長
- 2 附属学校部には、前項に規定するもののほか必要な職員を置くことができる。

(附属学校部長等)

第5条 附属学校部長は、附属学校部を代表し、附属学校園を統括する。

- 2 附属学校部長の選考については、別に定める。
- 3 附属学校部副部長は、本学部及び大学院教育学研究科の教員のうち学部長が指名する者をもって充て、附属学校部長を補佐する。
- 4 附属学校部副部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の附属学校部副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属学校部会議)

第6条 附属学校園の管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学共同教育学部附属学校部会議を置く。

- 2 群馬大学共同教育学部附属学校部会議の組織等については、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。